ろにより、住宅事業建築主に対し、その新築する特定住宅に係る業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、住宅事業建築主の事務所その他の事業場若しくは住宅事業建築主の新築する特定住宅若しくは特定住宅の工事現場に立ち入り、住宅事業建築主の新築する特定住宅、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

12　国土交通大臣は、第5章第2節及び第3節の規定の施行に必要な限度において、登録建築物調査機関若しくは登録講習機関に対し、その業務若しくは経理の状況に関し報告させ、又はその職員に、登録建築物調査機関若しくは登録講習機関の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

13　経済産業大臣は、第6章の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定エネルギー消費機器等製造事業者等若しくは特定熱損失防止建築材料製造事業者等に対し、特定エネルギー消費機器等若しくは特定熱損失防止建築材料に係る業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、特定エネルギー消費機器等製造事業者等若しくは特定熱損失防止建築材料製造事業者等の事務所、工場若しくは倉庫に立ち入り、特定エネルギー消費機器等若しくは特定熱損失防止建築材料、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

14　前各項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

15　第1項から第13項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第92条　第3章第1節及び第87条第3項における主務大臣は、経済産業大臣並びに当該者が設置している工場等及び当該者が行う連鎖化事業に係る事業を所管する大臣とする。

2　第4章第1節第2款及び第87条第9項における主務大臣は、経済産業大臣及び当該荷主の事業を所管する大臣とする。

4　この法律による権限は、政令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。

第96条　次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

三　第15条第1項（第19条の2第1項において準用する場合を含む。）、第56条第1項（第69条及び第71条第6項において準用する場合を含む。）、第63条第1項、第75条第5項、第75条の2第3項若しくは第87条第1項から第3項まで若しくは第5項から第13項までの規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第1項から第3項まで若しくは第5項から第13項までの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

（備考）　この用紙の大きさは、日本工業規格A7とすること。

（地方整備局組織規則及び北海道開発局組織規則の一部改正）

第三条　次に掲げる国土交通省令の規定中「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に改める。

一　地方整備局組織規則（平成十三年国土交通省令第七十一号）第七条第七号、第八十一条第七号の二、第八十三条第二号、第八十三条の二第二号、第八十三条の三第二号並びに第八十四条第十七号及び第二十二号の二

二　北海道開発局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十二号）第二条第十五号、第三十四条第十五号及び第三十九条第七号の二

（エネルギーの使用の合理化に関する法律の規定に基づく建築物に係る届出等に関する省令の一部改正）

第四条　エネルギーの使用の合理化に関する法律の規定に基づく建築物に係る届出等に関する省令（平成十五年国土交通省令第十五号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

エネルギーの使用の合理化等に関する法律の規定に基づく建築物に係る届出等に関する省令

第1条第1項中「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に改める。

第1号様式第1面及び（注意）5．③、第二号様式並びに第三号様式第1面中「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に改める。

（エネルギーの使用の合理化に関する法律の規定に基づく登録建築物調査機関等に関する省令の一部改正）

第五条　エネルギーの使用の合理化に関する法律の規定に基づく登録建築物調査機関等に関する省令（平成二十一年国土交通省令第五号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

エネルギーの使用の合理化等に関する法律の規定に基づく登録建築物調査機関等に関する省令

第1条中「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に改める。

様式第1、様式第二第1面及び（注意）3．②並びに様式第三から様式第十五まで中「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に改める。

（エネルギーの使用の合理化に関する法律の規定に基づく建築物に係る届出等に関する省令の一部改正）

第六条　エネルギーの使用の合理化に関する法律の規定に基づく建築物に係る届出等に関する省令（平成二十五年国土交通省令第八十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二条中「エネルギーの使用の合理化に関する法律の規定に基づく建築物に係る届出等に関する省令」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律の規定に基づく建築物に係る届出等に関する省令」に改める。

附則様式第1面及び（注意）⑤②中「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に改める。

附則第三条及び第四条中「エネルギーの使用の合理化に関する法律の規定に基づく建築物に係る届出等に関する省令」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律の規定に基づく建築物に係る届出等に関する省令」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条　法第五十六条第1項（法第六十九条及び第七十一条第六項において準用する場合を含む。）の規定による報告の様式については、この省令による改正後のエネルギーの使用の合理化に関する法律の規定に基づく輸送事業者に係る届出等に関する省令別記様式第四、第八及び第十二にかかわらず、平成二十七年三月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。